山口県規則第八十八号

県規則第八号)の一部を次のように改正する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成二十四年山

 \Box

る規則 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正す

山口県知事

村

岡

嗣

政

つしみ薬局

る相談援助業務をいう。以下同じ。)」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援 童福祉に関する事務を含む。)」を「相談援助業務(法第十三条第三項第二号に規定す

第十七条第一号イ中「児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児

道路の供用の開始 道路の区域の変更

口

山

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

令和三年十月五日

○規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

当該乳児院等の長とみなす。

療施設又は児童自立支援施設の長 る条例施行規則の規定による乳児院、

正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の規定による

(以下「乳児院等の長」という。) である者は、改

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)

(道路整備課)

目

次

10月5日 (火曜日)

助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を除く。)」に改め

令 和 3 年」と、同号ロ」に、 第七十三条中「第十七条第一号イ」を「第十七条第一号中「三年」とあるのは

「あるのは、

」を「あるのは」に改める。

五.

(施行期日) 則

1

この規則は、

令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め

母子生活支援施設、

児童養護施設、児童心理治

山口県告示第二百九十四号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

令和三年十月五日

称療

山口県知事 村

岡

嗣

政

地 指 定 年 月

日

平成一

九

Ŧ,

岩国市麻里布町六丁目七番二四号

山口県告示第二百九十五号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年十月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

H

考